

令和4年度小金井市一般廃棄物処理計画

循環型都市『ごみゼロタウン小金井』

～ごみを出さないライフスタイルへ～



令和4年4月1日

小金井市環境部ごみ対策課

目次

はじめに.....	1
計画の位置づけ.....	2
小金井市のスローガン	2
第1章 一般廃棄物処理計画の実施状況	3
1. 令和2年（2020年）度までの一般廃棄物処理量.....	3
2. 令和3年度一般廃棄物処理計画に掲げた施策	4
第2章 令和4年（2022年）度一般廃棄物処理計画	9
1. 一般廃棄物処理計画.....	9
2. 新型コロナウイルス感染症と「新しい生活様式」	10
3. 施策の展開.....	12
第3章 ごみ処理体制	18
1. 家庭系一般廃棄物	18
2. 事業系一般廃棄物	24
第4章 ごみ処理施設等に関する事項	26
1. 可燃ごみ処理施設	26
2. 不燃・粗大ごみ積替え・保管施設.....	26
3. 不燃・粗大ごみ処理施設.....	27
4. 最終処分場・エコセメント化施設.....	27
第5章 動物の死体処理について	28
1. 市へ届け出るもの	28
2. 市が収集するもの	28
3. 処理方法.....	28
第6章 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について.....	29
1. 市が収集しない一般廃棄物について.....	29
2. 処理方法の変更	29
3. 災害廃棄物について.....	29
第7章 生活排水処理について.....	30
1. 収集運搬.....	30
2. 処理.....	30

別紙 令和4年（2022年）度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図

発生抑制に最優先に取り組み最大限のごみ減量を

はじめに

小金井市（以下「本市」という。）では、令和2年3月に「小金井市一般廃棄物処理基本計画」（計画期間令和2～12年度。以下「基本計画」という。）を策定し、発生抑制を最優先とした3Rの推進及び安全・安心・安定的な適正処理の推進を基本方針として、「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を目指して取り組んでいます。

本市の可燃ごみ処理については、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的として、日野市、国分寺市とともに設立した浅川清流環境組合において、令和2年4月から共同処理を行っています。施設の所在する日野市の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。本市としては、与えられた役割を誠実に遂行し、その責任を果たしてまいります。

また、可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰については、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合が運営する東京たまエコセメント化施設で、エコセメントの原料としてリサイクル処理されています。施設の所在する日の出町の住民及び関係者に厚く御礼申し上げます。

不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、施設の老朽化に伴い、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図るため平成30年（2018年）3月に「小金井市清掃関連施設整備基本計画」を策定し、二枚橋焼却場跡地（東町）と中間処理場（貫井北町）を建設予定地として事業を進めており、二枚橋焼却場跡地には、不燃・粗大ごみの積替え・保管施設を整備し、令和4年8月の稼働開始を目指しています。また、中間処理場には、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみなどの資源物処理施設を整備し、令和6年度中の稼働開始を目指しています。建設予定地周辺住民及び関係者に感謝申し上げます。

社会全体に目を向けると令和元年末に新型コロナウイルス感染症の確認が発表されて以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急かつ重大な社会情勢の変化が続いています。新型コロナウイルス感染症は、世界的に感染が拡大し続けており、国内においてもたびたび緊急事態宣言やまん延防止等重点措置がとられ、外出や経済活動の自粛等が求められました。感染対策として「新しい生活様式」※への移行を余儀なくされており、マスクの着用や家庭での食事が推奨され、その影響により家庭系ごみ量が増加しています。

また、令和4年4月からプラスチックの資源循環を総合的に推進するため、プ

プラスチック資源循環促進法が施行されました。これにより、プラスチック廃棄物の排出抑制に加え、排出後の再資源化、再商品化を一層促進することが求められています。

このような環境の中で、循環型社会の形成を目指すとともに、市内外の各施設周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減できるように、より一層のごみの減量及び資源化に努めていくことが必要です。

こうした状況を踏まえながら、基本計画に基づいて、市民・事業者・行政が一体となって発生抑制を最優先に取り組み、最大限のごみ減量を目指すため、令和4年度一般廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を策定します。

※ 「新しい生活様式」とは、新型コロナウイルス感染症対策について、医学的見地から助言等を行うために国により開催された「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議」が令和2年5月1日に公表した提言に基づき、同専門家会議により感染防止・感染拡大防止策を具現化し、整理されたものです。

実践例として、一人ひとりの基本的感染対策（身体的距離の確保やマスクの着用など）や、日常生活を営む上での基本的な生活様式（「密集・密接・密閉（3密）の回避」など）、日常生活の各場面別の生活様式、働き方の新しいスタイル（テレワークなど）などが挙げられています。

計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき策定した基本計画を具体的に実施するために年度ごとに定める実施計画です。

基本計画に掲げられた「循環型都市『ごみゼロタウン小金井』」を目指す将来像として、3Rを推進する持続可能な循環型社会の形成を目指します。

小金井市のスローガン



循環型都市『ごみゼロタウン小金井』
～ごみを出さないライフスタイルへ～

基本計画における『目指す将来像』であり、非常事態宣言のサブタイトルでもあった「循環型都市「ごみゼロタウン小金井」」をスローガンとし、サブタイトルには、3Rの中でも最優先項目である「リデュース」を意識して、市民の皆様にはごみを出さないライフスタイルを日常生活の中に定着していただきたいと考えています。

第1章 一般廃棄物処理計画の実施状況

1. 令和2年（2020年）度までの一般廃棄物処理量

（1）一般廃棄物排出量（項目別）の推移

単位：t

	分別区分	H28	H29	H30	R1	R2
家庭系 一般廃棄物 ※1	燃やすごみ	12,138	11,600	11,631	11,783	12,408
	燃やさないごみ	1,531	1,442	1,440	1,443	1,636
	プラスチックごみ	2,232	2,263	2,254	2,250	2,375
	粗大ごみ	914	900	918	1,011	1,084
	有害ごみ	38	39	40	42	46
	資源物	8,229	8,655	8,555	8,696	9,139
	集団回収	1,637	1,599	1,534	1,500	1,384
	小計	26,719	26,498	26,372	26,725	※2 28,072
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	377	364	390	544	1,447
	燃やさないごみ	6	4	6	0	0
	小計	383	368	396	544	※3 1,447
合計		27,102	26,866	26,768	27,269	29,519

※1 家庭系一般廃棄物とは、家庭系ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ）と資源物（古紙・布・空き缶・びんなど）と集団回収を合わせたごみ排出量です。

※2 家庭系一般廃棄物の排出量は、新型コロナウイルス感染症感染拡大による緊急事態宣言の発令や在宅ワークなど、家庭で過ごす時間が増えたことにより増加したと考えられます。

※3 事業系一般廃棄物の排出量は、小金井市が広域支援を受けている間、民間の一般廃棄物処理施設に搬入されていたものが、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設の本格稼働開始に伴い増加したものです。

（2）市民1人1日当たりの一般廃棄物排出量（項目別）の推移

単位：g/人・日

	分別区分	H28	H29	H30	R1	R2
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	279	265	263	263	275
	燃やさないごみ	35	33	33	32	36
	プラスチックごみ	51	52	51	50	53
	粗大ごみ	21	21	21	23	24
	有害ごみ	1	1	1	1	1
	資源物	189	198	193	194	203
	集団回収	38	37	35	34	31
	小計	614	605	596	597	623
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	9	8	9	12	32
	燃やさないごみ	0.1	0.1	0.1	0	0
	小計	9	8	9	12	32
合計		623	613	605	609	655

※ 四捨五入による表示をしているため、合計と一致しない場合があります。

2. 令和3年度一般廃棄物処理計画に掲げた施策

令和3年度一般廃棄物処理計画では、基本計画に基づき「発生抑制を最優先とした3Rの推進」と「安全・安心・安定的な適正処理の推進」を基本方針としたうえで、「新しい生活様式」を取り入れて各施策の展開を図るとしてまいりました。ごみの減量及び資源化の推進に向け、優先して取り組む施策及び継続させて取り組む施策を掲げました。しかし、新型コロナウイルス感染症感染拡大による経済活動の自粛等により、昨年度に引き続き、施策の展開を一時休止、あるいは中止せざるを得ない状況となりました。

【一時休止・中止した施策の例】

出張講座、市民まつり、ごみ減量キャンペーン、 など （主に対面形式で実施する事業）

(1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

発生抑制を最優先とした3Rの推進に向けて、「ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）、再使用の促進（リユース）、資源循環システムの構築（リサイクル）、分別・啓発活動の強化、環境教育・環境学習の推進、地域における3Rの推進、事業活動における3Rの推進、行政における3Rの推進」という8の計画項目を定めて各施策の展開を図りましたが、一時休止、あるいは中止せざるを得ない状況にあったことから、ごみを出さない各施策を日常生活に定着させるための啓発活動を強化することに注力し、市報ごみ減量・リサイクル特集号やスマートフォン用ごみ分別アプリケーションのほか、ユーチューブやツイッターによる広報に取り組みました。

特に、計画項目の中でも重点的に取り組む項目として位置付けている、「5環境教育・環境学習の推進」について、ごみ減量キャラクターを利用した子ども向けのコンテンツを作成するなど、子どもにもわかりやすい啓発に努めることで、子どもから家庭に向けたごみ減量意識の広がりを目指しました。

また、食品ロスの削減に関する取り組みとして、環境月間（6月）と食品ロス削減月間（10月）には、セブン-イレブン・ジャパン株式会社と連携し、市内加盟店協力のもと「てまえどりPOP」を掲示することで、「すぐに食べるものを購入する場合は、手前に置いてあるもの（期限が近い物）から取る」ことを消費者である市民の皆様呼びかけたほか、関係課と連携して啓発を行いました。

各施策の実施状況は、次のとおりです。

施策表の表記については、【充実】、【強化】、【重点】と区分けしています。

【充実】…既存の枠組みの中での向上を伴う施策

【強化】…既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策

【重点】…強化の中でもより重点的に取り組むべき施策

具体的な取組に関しては、取組内容毎に記録を行い、次年度の処理計画に活用していきます。

計画項目	取組内容	具体的な取組
1. ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）		
	(1) 食品ロス削減の推進 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ・市内セブン-イレブン加盟店での「てまえどりPOP」の掲示 ・エコクッキング等のユーチューブ配信 ・フードドライブの実施 ・食品ロス削減推進協力店の認定 ・食品ロス量把握のための組成分析の実施 ・食ロス削減に関する広報・啓発
	(2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進 【強化】	<ul style="list-style-type: none"> ・水切りや自家処理に関する広報・啓発
	(3) マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進 【強化】	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋使用量把握のための組成分析の実施 ・プラスチック製品・マイバッグ等、使い捨て品の削減に関する各種広報媒体を活用した啓発
	(4) ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発 【強化】	<ul style="list-style-type: none"> ・リデュース全般に関する広報・啓発
2. 再使用の促進（リユース）		
	(1) リユースルートの構築と円滑な運用の推進 【重点】	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃関連施設におけるリユース事業の設計及び運用方針の検討 ・株式会社ジモティーとリユース活動の促進に向けた協定の締結
	(2) くつ・かばん類の有効活用の推進 【強化】	<ul style="list-style-type: none"> ・くつ・かばん類の拠点回収実施 ・くつ・かばん類の拠点回収に関する広報
	(3) リユース食器の有効活用 【充実】	<ul style="list-style-type: none"> ・リユース食器の無料貸し出し件数増加に向けた検討
	(4) リユース活動を推進するための周知・啓発 【充実】	<ul style="list-style-type: none"> ・リユースショップ活用に向けた広報の実施 ・リユース全般に関する広報・啓発
3. 資源循環システムの構築（リサイクル）		
	(1) リサイクルルートの構築と円滑な運用の推進 【強化】	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てコンタクトレンズ空ケースの拠点回収・効率的な資源化ルートの検討 ・新規資源化ルートの調査・研究 ・リサイクル全般に関する広報・啓発

計画項目	取組内容	具体的な取組
	(2) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用促進 【充実】	・ 生ごみ減量化処理機器補助制度の利用促進 ・ 補助制度の見直しの実施
	(3) 生ごみ資源化施策の推進 【重点】	・ 生ごみ投入リサイクル事業の実施 ・ 新たな資源循環施策の調査・研究
4. 分別・啓発活動の強化		
	(1) 正しい分別方法の周知と徹底 【強化】	・ ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリ、市報を活用した広報・啓発 ・ 危険物混入防止に向けた各種広報媒体を活用した啓発 ・ 外国人版分別チラシの作成（新たにベトナム語を追加） ・ 分別チラシの配布 ・ 水銀製品回収キャンペーンの実施
	(2) 清掃指導員による分別指導の徹底 【強化】	・ 戸別訪問による分別指導の実施
	(3) わかりやすさを重視した啓発の強化 【強化】	・ 環境フォーラムへの出展 ・ ユーチューブとツイッターを活用した啓発 ・ 市ホームページとアプリを関連付けた広報の実施
	(4) 転入者を対象とした啓発の強化 【強化】	・ ごみ・リサイクルカレンダーと転入者用チラシの配布 ・ 集合住宅を管理している不動産会社との連携
	(5) 施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化 【重点】	・ ユーチューブやツイッターを活用した啓発の実施
5. 環境教育・環境学習の推進		
	(1) 小・中学校を対象とした環境教育の推進 【重点】	・ 子ども向け啓発コンテンツの作成 ・ ユーチューブやツイッターを活用した啓発 ・ ごみ・リサイクルカレンダー応募作品のホームページへの掲載
	(2) 町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進 【重点】	・ 市政だよりでの情報提供の実施
6. 地域における3Rの推進		
	(1) ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進 【重点】	・ ごみゼロ化推進員に関する広報・啓発 ・ ごみゼロ化推進会議の開催支援 ・ ごみゼロ化推進員と協力した美化活動の実施
	(2) 集団回収事業の支援と周知 【強化】	・ 集団回収事業補助の実施 ・ 集団回収に関する広報・啓発
	(3) 商工会及び包括連携協定締結団体などとの連携の強化 【強化】	・ 学芸大学と連携した幼児向け啓発物の作成 ・ セブンイレブンと連携したペットボトル自動回収機設置の検討及び「てまえどりPOP」の掲示

計画項目	取組内容	具体的な取組
7. 事業活動における3Rの推進		
	(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進 【強化】	・ 搬入物抜き打ち検査の実施と個別指導の実施
	(2) 事業系ごみの発生抑制の推進 【重点】	・ 市ホームページとごみ分別アプリを活用した広報の実施
	(3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施 【強化】	・ 市ホームページとごみ分別アプリを活用した広報の実施
	(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 【強化】	・ 大規模事業所調査の実施
	(5) 認定事業所の周知と拡大 【強化】	・ 協力店の認定 ・ 認定事業に関する広報・啓発
	(6) 店頭回収の推進 【強化】	・ 店頭回収に関する広報・啓発
8. 行政における3Rの推進		
	(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底 【重点】	・ 小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に基づく小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の策定
	(2) 効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施 【充実】	・ 組成調査の実施
	(3) 環境負荷低減の推進 【充実】	・ グリーン購入の推進

(2) 安全・安心・安定的な適正処理の推進

安全・安心・安定的な適正処理の推進に向けて、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進、安全・安心・安定的な処理・処分の推進、廃棄物処理を支える体制の確立」という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図りました。

計画項目	取組内容	具体的な取組
1. 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進		
	(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保 【充実】	・ 収集運搬体制の確保と情報連携
	(2) ふれあい収集体制の推進 【充実】	・ ふれあい収集の実施

2. 安全・安心・安定的な処理・処分の推進

(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保	【充実】	・処理・処分体制の確保と情報連携
(2) 中間処理量・最終処分量の削減	【充実】	・新型コロナウイルス感染症感染拡大下における適正処理の維持
(3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応	【充実】	・広報媒体を活用した最新情報の提供 ・専門業者との情報交換
(4) 不法投棄防止体制の確立	【充実】	・啓発看板（不法投棄厳禁、犬のフン禁止）の配布・設置など個別案件への対応 ・定期的なパトロールの実施
(5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施	【充実】	・組成分析の実施

3. 廃棄物処理を支える体制の確立

(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携	【強化】	・3市ごみ減量推進市民会議への参画 ・危険物混入防止策等、綿密な連携による施策の実施と情報の共有
(2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携	【強化】	・綿密な連携による情報の共有
(3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化	【強化】	・綿密な連携による情報の共有
(4) 清掃関連施設の整備	【強化】	・中間処理施設を含む清掃関連施設の将来の処理機能及び再配置の計画に基づく事業の推進 ・説明会の実施
(5) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備	【強化】	・災害廃棄物処理マニュアルの作成 ・災害時体制の整備 ・「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を収集・運搬業者と継続して締結
(6) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開	【充実】	・コストの管理 ・情報の公開
(7) 環境基金の有効活用	【充実】	・環境基金の有効活用

第2章 令和4年（2022年）度一般廃棄物処理計画

1. 一般廃棄物処理計画

本年度及び令和12年（2030年）度における一般廃棄物処理計画（量）を、以下に示します。

（1）一般廃棄物処理計画（量）

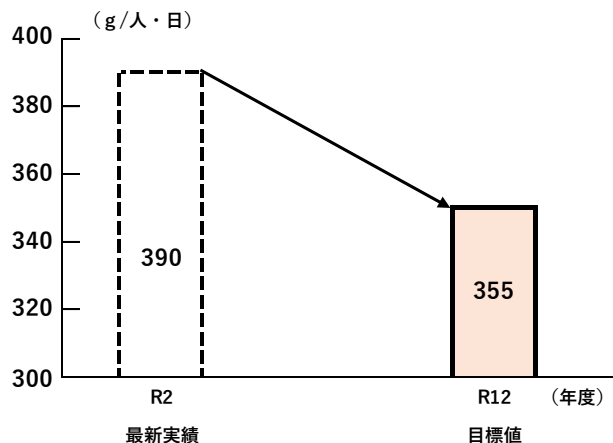
単位：t

	分別区分	R2実績（参考）	R4	R12
家庭系 一般廃棄物	燃やすごみ	12,408	12,381	11,045
	燃やさないごみ	1,636	1,476	1,399
	プラスチックごみ	2,375	2,304	2,253
	粗大ごみ	1,084	999	917
	有害ごみ	46	41	40
	資源物	9,139	8,616	8,762
	集団回収	1,384	1,327	1,533
	小計	28,072	27,144	25,950
事業系 一般廃棄物	燃やすごみ	1,447	1,543	2,379
	燃やさないごみ	0	0	6
	小計	1,447	1,543	2,385
合計		29,519	28,687	28,335

※ 四捨五入により表示をしているため、合計と一致しない場合があります。

人口の増加に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、家庭系ごみが増加しています。本来であれば、実績に基づく予測から処理計画（量）を決定するところですが、新型コロナウイルス感染症における見通しが不透明な状況が続いていることから、令和4年度の計画（量）については、令和2年度実績に令和3年度の上半期の実績を反映して決定しています。

（2）目標値（市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量）



基本計画においては、家庭系一般廃棄物（燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物、集団回収）から資源物と集団回収を除いた市民1人1日当たりの「家庭系ごみ排出量」を目標値として設定しています。

2. 新型コロナウイルス感染症と「新しい生活様式」

令和元年末に新型コロナウイルス感染症の確認が発表されて以降、世界的に感染が拡大し続けており、感染対策と感染拡大予防対策として「新しい生活様式」への移行を余儀なくされています。新型コロナウイルス感染症感染拡大以前の廃棄物と、「新しい生活様式」への移行後では、廃棄物の量や種類にも変化が見られており、取扱いに関して細心の注意を払う必要があります。

新規感染者数は減少傾向にあるものの、新たな変異株が発生するなど終息には至っておらず、今後も引き続き「新しい生活様式」を行わなければならない状況にあります。廃棄物の処理は市民生活を維持するために不可欠であるため、安定的な収集・運搬・処理を継続するためには、市民・事業者・行政が一丸となり、感染症対策を進めることが重要です。

(1) 廃棄物の量と種類

「新しい生活様式」により、一般家庭や事業所などから、使用済みのマスク等が多く排出されるようになってきました。また、外出自粛等の影響から、弁当などのプラスチック製品が多く排出され、家庭から排出されるごみが増加する一方、広域支援を受けている間、民間処理施設に搬入されていた事業系一般廃棄物が、可燃ごみ処理施設の本格稼働により、小金井市に再び搬入されるようになったことから、全体で見ると事業系ごみは増加していますが、それぞれの事業者から排出されるごみは減少する傾向がみられます。

感染が終息するまでは、自宅療養を行う軽症あるいは無症状感染者による感染性廃棄物の発生も続くことが考えられます。

(2) 廃棄物排出時の取組

廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策は次のとおりです。これらの取組を実践することで、感染を予防することができます。

タイミング (実施者)	取組内容
排出時 (排出者)	<ul style="list-style-type: none">・ごみ袋はしっかり縛って封をする（散乱せず、運びやすいため）・ごみ袋の空気を抜いて出す（収集時の袋の破裂を防止するため）・生ごみの水切りをする（ごみの減量のため）・普段からごみの減量を心がける（ごみの減量のため）・分別・収集ルールの確認（普段と異なる分別・収集になっている場合があるため）

	<p>【感染した方や、その疑いのある方の使用済みマスク等の捨て方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ箱にごみ袋をかぶせ、一杯になる前に早めに捨てる ・ごみに直接触れることのないよう、しっかり縛って出す (ごみが袋の外側に触れた場合や、袋が破れている場合は、ごみ袋を二重にする) ・ごみを捨てたあとは、しっかり手を洗う
収集運搬時 (作業員)	<p>【作業前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理・体調把握の実施 ・密集・密接・密閉（3密）の回避 ・手袋、ゴーグル、マスク等の防護具の適切な着用 ・肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用
	<p>【作業中・休憩中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素手でごみ・手袋の外面・顔に触らない ・こまめに消毒をする ・車の換気を行い、複数人乗る場合には必ずマスクを着用する ・休憩の際の密集・密接・密閉（3密）の回避
	<p>【作業後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒・洗浄の徹底 ・手洗いの徹底 ・着替え時等の注意（作業着や防護具を外すとき 等）
処理作業時 (作業員)	<p>【作業前】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理・体調把握の実施 ・換気と密集・密接・密閉（3密）の回避 ・手袋、ゴーグル、マスク等の防護具の適切な着用 ・肌の露出の少ない作業着（長袖・長ズボン）の着用 等
	<p>【作業中・休憩中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素手でごみ・手袋の外面・顔に触らない ・選別ライン等での対面作業を避ける ・こまめに消毒をする ・車の換気を行い、マスクなしで近距離での会話等は控える ・休憩の際の密集・密接・密閉（3密）の回避 等
	<p>【作業後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒・洗浄の徹底 ・手洗いの徹底 ・着替え時等の注意（作業着や防護具を外すとき 等） 等

※処理作業時には様々な作業工程があるため、ここでは一例を挙げています。

3. 施策の展開

令和4年度は、基本計画に基づき、「発生抑制を最優先とした3Rの推進」と「安全・安心・安定的な適正処理の推進」を基本方針としたうえで、「新しい生活様式」を取り入れて各施策の展開を図ります。

基本方針「発生抑制を最優先とした3Rの推進」では、「ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）」、「再使用の促進（リユース）」、「資源循環システムの構築（リサイクル）」、「分別・啓発活動の強化」、「環境教育・環境学習の推進」、「地域における3Rの推進」、「事業活動における3Rの推進」、「行政における3Rの推進」の8つを計画項目として定め、取組を展開します。

基本方針「安全・安心・安定的な適正処理の推進」では、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進」、「安全・安心・安定的な処理・処分の推進」、「廃棄物処理を支える体制の確立」の3つを計画項目として定め、取組を展開します。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響から、令和2年度に引き続き事業の抑制を余儀なくされました。令和4年度については、令和3年度に行う予定であった施策を引き続き実施するとともに、より充実したものとしていきます。

(1) 発生抑制を最優先とした3Rの推進

本市の長年にわたる重要な課題であった可燃ごみの処理については、令和2年（2020年）4月から日野市、国分寺市とともに、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設において共同処理がはじまりました。また、不燃・粗大ごみ、資源物などの処理については、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、新施設の整備を進めており、不燃・粗大ごみ積替え・保管施設は、令和3年度中の運営開始を目指しています。各処理施設の周辺住民及び関係者の負担を少しでも軽減するために、引き続きごみ減量と資源化に取り組むことが必要です。

特に、プラスチック資源循環促進法に基づき、無料配布されていたプラスチック製スプーンなどが有料化等になる可能性があります。使い捨て製品をできるだけ使わないようにすることも、プラスチック廃棄物の発生を抑制するためには非常に効果的です。

新しい生活様式により家庭で過ごす時間が増えたことで、家庭ごみが増加傾向となっています。ごみの減量と資源化を進めるためには、ごみや環境への関心が低い人の意識向上と、転入者への小金井市の分別方法の周知を図るとともに、取組への参加を促す対策を強化し、支援することが重要です。また、ごみ減量や分別に関心があり、既に取り組んでいる人に対しても、さら

に減量化を進めることができるよう様々な支援を行わなければなりません。可燃ごみを減量するためには、生ごみを減らすことが非常に重要です。その中でも、生ごみは水分が多く含まれていますので、水切りの徹底が最も効果的です。

また、マスクなど感染の恐れがあるごみが無造作に捨てられていることは、不法投棄のみならず感染拡大にも繋がることから、感染性廃棄物の排出方法についても周知と徹底が必要です。他者と一定の距離を保つソーシャルディスタンスが求められていることから、イベントや見学会等に制限が課せられている中、効果的に施策を進めるためには、様々な手段を利用して、啓発活動を充実していくことも重要です。

その他、事業者にも働きかけを行い、分別の必要性とごみの減量に向けた意識改革を行うことが必要です。本来であれば緊急事態宣言等を受けての休業や利用者の減少で、排出量の減少が見込まれるはずの事業系一般廃棄物の排出量が増加しています。これは、広域支援を受けている間、民間処理施設に搬入されていた事業系一般廃棄物が、可燃ごみ処理施設の本格稼働により、小金井市に再び搬入されるようになったことによるものですが、今後、新型コロナウイルス感染症の終息に伴い、事業活動が活発化すると、排出量の増加が考えられるため、事業系一般廃棄物に関しても、発生抑制の取組強化が重要となります。

基本計画では、本市における課題を踏まえ、各取組内容を「充実」、「強化」、「重点」に区分しています。各計画項目において、特に重点的に取り組むべき施策を「重点」と位置づけ、これらの施策については、積極的に施策の展開を図ります。重点と位置づけた取組内容には、ごみになるものを元から減らし資源を有効活用するために、本来食べられるのにも関わらず廃棄されている食品（食品ロス）の削減を推進する「食品ロス削減の推進」などがあります。また、計画項目「環境教育・環境学習の推進」については、マイクロプラスチックを始めとして社会問題となっているプラスチックごみや、分別の必要性など、ごみの減量化への意識改革に向けた啓発は特に重要であるとして、計画項目全体を重点と位置づけ施策の展開を図ります。

令和4年度に取り組む各施策については、次のとおりです。

施策表の表記については、【充実】、【強化】、【重点】と区分けしています。

【充実】…既存の枠組みの中での向上を伴う施策

【強化】…既存の枠組みの拡大を伴う具体的な施策

【重点】…強化の中でもより重点的に取り組むべき施策

具体的な取組に関しては、取組内容毎に記録を行い、次年度の処理計画に活用していきます。

計画項目	取組内容	具体的な取組 例	年度の活動目標
1. ごみを出さないライフスタイルの推進（リデュース）			
	(1) 食品ロス削減の推進 【重点】	・学習機会の提供、フードドライブの実施 ・食品ロス削減推進計画策定に向けた検討 ・新たな施策の検討 等	食品ロス対象ごみ量の把握
	(2) 生ごみ水切り及び自家処理の推進 【強化】	・水切りや自家処理に関する広報・啓発 等	水切り・自家処理認知度の向上
	(3) マイバッグ・マイボトル・マイはしの使用促進 【強化】	・レジ袋・ペットボトル等、使い捨て品の削減に関する広報・啓発 等	レジ袋受け取り実態の把握
	(4) ごみを出さないライフスタイルを推進するための啓発 【強化】	・リデュース全般に関する広報・啓発 等	市民意識の向上
2. 再使用の促進（リユース）			
	(1) リユースルートの構築と円滑な運用の推進 【重点】	・リユース事業の在り方の検討 等	清掃関連施設内でのリユース事業の実施
	(2) くつ・かばん類の有効活用の推進 【強化】	・くつ・かばん類の拠点回収実施 等	拠点回収方法・場所等の検討
	(3) リユース食器の有効活用 【充実】	・リユース食器の無料貸し出し 等	貸出件数の増加方法の検討、試行
	(4) リユース活動を推進するための周知・啓発 【充実】	・リユース全般に関する広報・啓発 等	リユース施策認知度の向上
3. 資源循環システムの構築（リサイクル）			
	(1) リサイクルルートの構築と円滑な運用の推進 【強化】	・効率的な資源化ルートの検討 ・リサイクル全般に関する広報・啓発 等	リサイクル可能品目の検討、試行
	(2) 生ごみ減量化処理機器購入費補助制度の利用促進 【充実】	・生ごみ減量化処理機器使用状況調査の実施 ・補助制度の見直しの検討 等	調査結果の整理、課題抽出、見直し検討
	(3) 生ごみ資源化施策の推進 【重点】	・生ごみ投入リサイクル事業の実施及び自主的な市民活動への支援 ・新たな資源循環施策の調査・研究 等	生ごみ投入リサイクル事業の実施、事業の見直し検討

計画項目	取組内容	具体的な取組 例	年度の活動目標
4. 分別・啓発活動の強化			
	(1)正しい分別方法の周知と徹底 【強化】	・ごみ・リサイクルカレンダー、ごみ分別アプリケーションの広報・啓発 等	認知度調査方法等の確立、アプリケーション累計ダウンロード数の把握
	(2)清掃指導員による分別指導の徹底 【強化】	・戸別訪問による分別指導実施 等	分別指導の強化
	(3)わかりやすさを重視した啓発の強化 【強化】	・ごみ減量キャンペーンの実施 ・イベントへの出展 等	認知度の向上
	(4)転入者を対象とした啓発の強化 【強化】	・ごみ・リサイクルカレンダーの配布 ・集合住宅を管理している不動産会社との連携 ・転入者用チラシの配布 等	啓発方法の見直し検討、試行
	(5)施策や取組の「見える化」による効果的な啓発の強化 【重点】	・既存の枠組みを活用した「見える化」事業の展開 等	「見える化」事業の強化
5. 環境教育・環境学習の推進			
	(1)小・中学校を対象とした環境教育の推進 【重点】	・ワークショップの実施 ・環境教育の実施 ・清掃関連施設（可燃ごみ処理施設、不燃・粗大ごみ積替え・保管施設、最終処分場等）見学会の推進 等	実施回数の増加、満足度の把握
	(2)町会・自治会・子供会などの団体への環境学習の支援と推進 【重点】	・出張講座・講習会の実施 ・施設見学会の実施 等	実施回数の増加、満足度の把握
6. 地域における3Rの推進			
	(1)ごみゼロ化推進員の活動の支援と推進 【重点】	・ごみゼロ化推進員に関する広報・啓発 ・ごみゼロ化推進会議の開催支援 ・ごみ相談員制度の活用等の検討 等	ごみゼロ化推進員の増員に向けた広報の強化
	(2)集団回収事業の支援と周知 【強化】	・集団回収に関する広報・啓発 等	団体数の増加に向けた広報の強化
	(3)商工会及び包括連携協定締結団体などとの連携の強化 【強化】	・セブンイレブンと連携したペットボトル自動回収機設置の検討 ・出張講座・講習会の実施 等	実施回数の増加

計画項目	取組内容	具体的な取組 例	年度の活動目標
7. 事業活動における 3Rの推進			
	(1) 事業者自らの責任による法令を遵守した適正処理の支援と推進 【強化】	・個別指導の実施 等	個別指導の強化
	(2) 事業系ごみの発生抑制の推進 【重点】	・個別指導の実施 等	排出状況の把握、個別指導の強化
	(3) 中小規模事業者に対する分別指導の実施 【強化】	・個別指導の実施 等	排出状況の把握、個別指導の強化
	(4) 事業用大規模建築物の所有者に対する立入指導の実施 【強化】	・個別指導の実施 等	排出状況の把握、個別指導の強化
	(5) 認定事業所の周知と拡大 【強化】	・認定事業に関する広報・啓発 等 【令和3年10月1日現在】 リサイクル推進協力店 16店 食品ロス削減推進協力店 13店	事業所数の増加に向けた啓発の強化
	(6) 店頭回収の推進 【強化】	・セブンイレブンと連携したペットボトル自動回収機設置の検討 ・店頭回収の拡充に向けた、事業者との連携を推進 ・店頭回収に関する広報・啓発 等	店舗数の増加に向けた啓発の強化
8. 行政における 3Rの推進			
	(1) 市職員に対するごみ減量・分別の周知徹底 【重点】	・小金井市施設ごみゼロ化行動基本計画に基づく小金井市施設ごみゼロ化行動実施計画の策定 等	排出量削減に向けた取組の強化
	(2) 効果的な3Rを推進するための組成分析及び調査・研究の実施 【充実】	・組成調査の実施 等	発生抑制・資源化に向けた分別状況の把握、検討
	(3) 環境負荷低減の推進 【充実】	・低公害車導入の推進 ・グリーン購入の推進 等	低公害車未導入の事業者に対する働きかけの強化

(2) 安全・安心・安定的な適正処理の推進

安全・安心・安定的な適正処理の推進に向けて、「安全・安心・安定的な収集・運搬の推進、安全・安心・安定的な処理・処分の推進、廃棄物処理を支える体制の確立」という3つの計画項目を定め、各施策の展開を図ります。

計画項目	取組内容	具体的な取組 例
1. 安全・安心・安定的な収集・運搬の推進		
	(1) 安全・安心・安定的な収集・運搬体制の確保 【充実】	・収集運搬体制の確保 等
	(2) ふれあい収集体制の推進 【充実】	・ふれあい収集の実施 等
2. 安全・安心・安定的な処理・処分の推進		
	(1) 安全・安心・安定的な処理・処分体制の確保 【充実】	・処理・処分体制の確保 等
	(2) 中間処理量・最終処分量の削減 【充実】	・計画項目1の履行による中間処理量・最終処分量の削減 等
	(3) 市が収集・処理していない廃棄物への対応 【充実】	・広報媒体を活用した最新情報の提供 ・専門業者との情報交換 等
	(4) 不法投棄防止体制の確立 【充実】	・啓発看板（不法投棄厳禁、犬のフン禁止）の配布・設置など個別案件への対応 ・定期的なパトロールの実施 等
	(5) 施設の維持・管理のための組成分析の実施 【充実】	・組成分析の実施 等
計画項目	取組内容	具体的な取組 例
3. 廃棄物処理を支える体制の確立		
	(1) 浅川清流環境組合及び構成市との連携 【強化】	・3市ごみ減量推進市民会議への参画 等
	(2) 多摩地域の自治体・一部事務組合及び国・都との連携 【強化】	・綿密な連携による情報の共有 等
	(3) 市民・事業者・行政の連携体制の強化 【強化】	・綿密な連携による情報の共有 等
	(4) 清掃関連施設の整備 【強化】	・中間処理施設を含む清掃関連施設の将来の処理機能及び再配置の計画に基づく事業の推進 等
	(5) 災害廃棄物処理計画に基づく体制の整備 【強化】	・災害時体制の整備 ・災害廃棄物処理計画及びマニュアルに基づく訓練の実施 ・「災害時における廃棄物の処理及び運搬の協力に関する協定書」を収集・運搬業者と継続して締結 等
	(6) 一般廃棄物処理事業に係るコスト管理と情報公開 【充実】	・コストの管理 ・情報の公開 等
	(7) 環境基金の有効活用 【充実】	・環境基金の有効活用 等

第3章 ごみ処理体制

1. 家庭系一般廃棄物

(1) 戸別収集（回収）

家庭から排出される一般廃棄物を、「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ、粗大ごみ、有害ごみ、資源物」の区分に分類しています。分別区分のうち「燃やすごみ、燃やさないごみ、プラスチックごみ」は家庭用指定収集袋を使用して排出することとし、「粗大ごみ」は粗大ごみ処理券を品目ごとに貼って排出することとしています。また、分別区分ごとに排出された一般廃棄物は、戸別収集（回収）しています。戸建て住宅では道路に面した建物敷地内の収集しやすい場所に、集合住宅では敷地内の専用ごみ集積所に、朝8時30分までに排出されたものを収集（回収）しています。家庭系一般廃棄物の戸別収集（回収）の分別区分、排出方法などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	排出方法	
燃やすごみ	生ごみ・衛生上燃やすもの・特殊な紙など	週2回/委託	指定収集袋（黄）	
燃やさないごみ	ゴム製品・ガラス・せとものなど	2週に1回/委託	指定収集袋（青）	
プラスチックごみ	プラマークの有無に関わらず材質が100%プラスチック製品のもの	週1回/委託	指定収集袋（青）	
粗大ごみ	家具・収納用品・自転車・ふとん・ベッド・敷物など	随時/委託	<申込制> 粗大ごみ処理券	
有害ごみ	電池類・蛍光管（電球型含む）・水銀体温計・ライター類・電池が取り外せないもの（充電式含む）※	2週に1回/委託	透明又は半透明の袋	
資源物	びん	飲料用・食料品用ガラスびん	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	スプレー缶	スプレー缶・エアゾール缶・卓上カセットボンベなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	空き缶	アルミ缶・スチール缶（飲料缶・菓子缶・茶缶など）	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	金属	鍋・やかん・フライパンなど	2週に1回/委託	かごなどに入れる
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	2週に1回/委託	かごなどに入れる

※ コードレスで使用できる電気製品には、すべて充電式電池が使用されています。充電が切れていたり、使用できなくなっても、発火や爆発の恐れがありますので、外側がプラスチックの場合であるとしても、必ず有害ごみとして排出しなければなりません。

分別区分	内容	回数/体制	排出方法
	ざつがみ、雑誌・本	週1回/委託	ざつがみ 雑誌の間に挟み込むか、紙袋などにまとめて入れる 雑誌・本 紙ひもで縛る
	新聞	週1回/委託	紙ひもで縛る
	段ボール	週1回/委託	紙ひもで縛る
	紙パック	週1回/委託	紙ひもで縛る
	シュレッダー紙	週1回/委託	透明又は半透明の袋
	布	週1回/委託	透明又は半透明の袋
枝木・雑草類・落ち葉	枝木（1本の長さ1m以内・1本の直径1.5cm以内・束の大きさ30cm以内）・雑草類・落ち葉	2週に1回/委託	枝木 ひもで縛る 雑草類・落ち葉 4.5リットル以内の透明又は半透明の袋に入れるか、かごなどに入れる
生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたもの	週1回/直営	<申込制> 指定専用容器に入れる

新型コロナウイルス感染症感染拡大を防ぐ廃棄例



- ごみ袋はしっかり縛って封をする
- 生ごみは水切りをする
- ごみ袋の空気を抜いて出す
- 感染したり感染が疑われる場合は、ごみに直接触れることがないように、しっかり縛って出す

(2) 拠点回収

家庭から排出される資源物の一部については、分別区分ごとに拠点回収場所へ排出された資源物を回収する拠点回収も実施しています。拠点回収を実施している資源物の分別区分などは、以下のとおりです。

分別区分	内容	回数/体制	
資源物	食品トレイ	発泡スチロール製トレイ	週3回/委託
	紙パック	紙パック（内側が白いもののみ）	週1回/委託
	難再生古紙	防水加工された紙・感熱紙・写真・紙製緩衝材・アルミ付紙パックなど	週3回/委託・直営
	ペットボトル	飲料用・酒類用・調味料用（しょうゆ・みりんなど）	週3回/委託
	ペットボトルキャップ	ペットボトルのキャップ	週2回/直営
	生ごみ乾燥物	家庭用生ごみ減量化処理機器（乾燥型）から生成されたものなど	週2回/直営
	くつ・かばん類	くつ類（左右ペア）・かばん類・ベルト・ぬいぐるみ	月1回/直営

※ 上記のほかに地域の実情に合わせて、地域住民などの管理の下、拠点回収を実施している場合があります。

※ 市内の拠点回収場所は、小金井市ホームページのほか、小金井市ごみ・リサイクルカレンダーに掲載しています。

ごみ量削減に向けた取組事例

○マイバッグの利用
（レジ袋Lサイズ1枚：約7g）



○ばら売り・量り売りの利用
○店頭回収の利用
（トレイ1枚：約3g）



○マイボトルの利用
（テイクアウト用コーヒー
紙コップ1個：約12g）



（ペットボトル1本（500mL）
：約18g）



(3) 適正処理方法

家庭系一般廃棄物の適正処理方法については、現在「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき不燃・粗大ごみの積替え・保管施設の整備を進め令和3年度中の稼働開始を目指していることを踏まえ、「新施設稼働前」と「新施設稼働後」に分類しています。

【新施設稼働前】

分別区分	中間処理		最終処理（処分）	
	処理方法	処理場所		
燃やすごみ	焼却処理 （一部事務組合）		浅川清流環境 組合可燃ごみ 処理施設 焼却灰をエコセメント化 （一部事務組合）	
燃やさない ごみ	破碎・ 選別 （委託）	金属・破碎後の プラスチック類 など	中間処理場	
			鉄・アルミなど金属を資源化 （民間処理施設） 破碎後のプラスチック類などをケミ カルリサイクル又はサーマルリサイ クル（民間処理施設）	
プラスチック ごみ	積替・ 選別 （委託）	容器包装リサイ クル法対象の廃 プラスチック	民間処理施設	
		容器包装リサイ クル法対象外の 廃プラスチック		
粗大ごみ （可燃系）	破碎・ 選別 （委託）	木質家具、ふと んなど	中間処理場	
			木質家具などをサーマルリサイクル （民間処理施設） ふとんを焼却後エコセメント化 （一部事務組合）	
粗大ごみ （不燃系）	選別・ プレス （委託）	自転車など大部 分が金属のもの	中間処理場	
	破碎・ 選別 （委託）	上記以外の複合 素材・金属・小 型家電製品・破 碎後のプラスチ ック類など		自転車など大部分が金属のものを資 源化（民間処理施設） 鉄・アルミなど金属を資源化 （民間処理施設）
				小型家電製品を資源化 （民間処理施設） 破碎後のプラスチック類などをケミ カルリサイクル又はサーマルリサイ クル（民間処理施設）
有害ごみ	破碎・選別（委託）		中間処理場	
			資源化・一部埋立（民間処理施設） 小型家電製品を資源化 （民間処理施設）	
びん	破碎・選別（委託）		民間処理施設	
スプレー缶	ガス抜き・選別・破碎 （委託）		中間処理場	
空き缶	選別・プレス（委託）		空缶・古紙等 処理場	
金属	選別（委託）		空缶・古紙等 処理場	
ペットボトル	選別・プレス（委託）		空缶・古紙等 処理場	

分別区分	中間処理		最終処理（処分）
	処理方法	処理場所	
古紙	/		資源化（民間処理施設）
布	選別(委託)	空缶・古紙等 処理場	資源化（民間処理施設）
枝木・雑草類・ 落ち葉	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
生ごみ乾燥物	積替・保管(直営)	空缶・古紙等 処理場	堆肥化（民間処理施設）
トレイ	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
ペットボトル キャップ	/		資源化（NPO法人に寄付）
くつ・ かばん類	選別(直営)	空缶・古紙等 処理場	資源化（民間処理施設）
難再生古紙	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）

【新施設稼働後】

分別区分	中間処理			最終処理（処分）
	処理方法		処理場所	
燃やすごみ	焼却処理 (一部事務組合)		浅川清流環境 組合可燃ごみ 処理施設	焼却灰をエコセメント化 (一部事務組合)
燃やさない ごみ	積替・ 保管 (委託)	金属・プラスチ ック類等の複合 品など	不燃・粗大ご み積替え・保 管施設	金属・プラスチック類等の複合品な どをマテリアルリサイクル又はサー マルリサイクル（民間処理施設）
プラスチック ごみ	積替・ 選別 (委託)	容器包装リサイ クル法対象の廃 プラスチック	民間処理施設	容器包装リサイクル法対象の廃プ ラスチックを資源化（公益財団法人日 本容器包装リサイクル協会）
		容器包装リサイ クル法対象外の 廃プラスチック		容器包装リサイクル法対象外の廃プ ラスチックを焼却後エコセメント化 (一部事務組合)
粗大ごみ (可燃系)	選別・ 解体 (委託)	木質家具、ふと んなど	不燃・粗大ご み積替え・保 管施設・浅川 清流環境組合 可燃ごみ処理 施設	木質家具などをサーマルリサイクル (民間処理施設)
				ふとんを焼却後エコセメント化 (一部事務組合)
				粗大ごみの一部は補修し、リユース またはリサイクル（不燃・粗大ごみ 積替え・保管施設
粗大ごみ (不燃系)	選別 (委託)	自転車など大部 分が金属のもの	不燃・粗大ご み積替え・保 管施設	自転車など大部分が金属のものを資 源化（民間処理施設）
		上記以外の複合 素材・金属・小 型家電製品など		小型家電製品を資源化 (民間処理施設)
				選別後のプラスチック類などをマテ リアルリサイクル又はサーマルリサ イクル（民間処理施設）

分別区分	中間処理		最終処理（処分）
	処理方法	処理場所	
有害ごみ	破碎・選別(委託)	不燃・粗大ごみ積替え・保管施設	資源化・一部埋立（民間処理施設）
			小型家電製品を資源化（民間処理施設）
びん	破碎・選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
スプレー缶	選別(委託)	不燃・粗大ごみ積替え・保管施設	資源化（民間処理施設）
空き缶	選別・プレス(委託)	空缶・古紙等処理場	資源化（民間処理施設）
金属	選別(委託)	空缶・古紙等処理場	資源化（民間処理施設）
ペットボトル	選別・プレス(委託)	空缶・古紙等処理場	資源化（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会又は民間処理施設）
古紙			資源化（民間処理施設）
布	選別(委託)	空缶・古紙等処理場	資源化（民間処理施設）
枝木・雑草類・落ち葉	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
生ごみ乾燥物	積替・保管(直営)	空缶・古紙等処理場	堆肥化（民間処理施設）
トレイ	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）
ペットボトルキャップ			資源化（NPO法人に寄付）
くつ・かばん類	選別(直営)	中間処理場 ※変更予定有	資源化（民間処理施設）
難再生古紙	選別(委託)	民間処理施設	資源化（民間処理施設）

※太枠で囲ったところが変更箇所です。

2. 事業系一般廃棄物

(1) 事業活動における3Rの推進

事業者は、自らの責任においてごみを適正に処理することが原則であることを踏まえ、拡大生産者責任に基づく責任を果たすとともに、事業活動において、発生抑制を最優先とした3Rの推進に取り組まなければなりません。製品及び容器などの製造、加工並びに販売の際、それらがごみとなった場合、適正処理が困難にならないような取組が必要です。また、リサイクル推進協力店や食品ロス削減推進協力店を目指し、レジ袋の削減、簡易包装への取組、ばら売り・量り売りへの取組、食品ロスの削減、水切りの徹底、トレイ・ペットボトル・紙パックなどの店頭回収などに取り組むことが重要です。

(2) 排出方法

事業所から排出される一般廃棄物については、事業者自らの責任において、自己処理することが原則となります。法令を遵守して、独自に又は他の事業者と共同して適正に処理しなければなりません。

ただし、1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所は、事業用指定収集袋を使用して事業系一般廃棄物を排出することができます。粗大ごみについては市では収集していません。なお、資源物のうち古紙、枝木・雑草類・落ち葉については、少量の場合に限り、無料で排出することができます。また、排出された事業系一般廃棄物は家庭系一般廃棄物と併せて収集（回収）していることから、家庭系一般廃棄物に準じて適正処理を行っています。1日平均10kg未満又は臨時に100kg未満の量を排出する事業所が、事業用指定収集袋を使用して排出する場合の分別区分、排出方法は次のとおりです。

分別区分		排出方法
燃やすごみ		事業用指定収集袋（赤）（紙おむつ含む。）
燃やさないごみ		事業用指定収集袋（青）
プラスチックごみ		事業用指定収集袋（青）
粗大ごみ		市では収集していません
有害ごみ		事業用指定収集袋（青）
資源物	びん	
	スプレー缶	
	空き缶	
	金属	
	ペットボトル	
	布	

分別区分		排出方法
資源物	古紙	家庭から通常排出される程度の量を排出することができる <例> ・シュレッダー紙（45L 以内の透明又は半透明の袋、1 回に 2 袋まで） ・段ボール（みかん箱サイズを目安とする、1 回に 5 枚程度まで）
	枝木・雑草類・ 落ち葉	3 束（袋）まで排出することができる <u>枝 木</u> ：ひもで縛る <u>雑草類</u> ：透明又は半透明の袋、 <u>落ち葉</u> ：透明又は半透明の袋

（3）適正処理方法

事業所から排出される一般廃棄物は、生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、一般廃棄物処理施設にて処分し、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬させ、市長が指定した場所もしくは一般廃棄物処理施設（オリックス資源循環株式会社（埼玉県寄居町）、株式会社アルフォ（大田区）、バイオエナジー株式会社（大田区）、株式会社ジェイ・アール・エス（埼玉県所沢市）、エルエス工業株式会社（栃木県那須塩原市）、太誠産業株式会社（神奈川県愛川町）、株式会社 J バイオフードリサイクル（神奈川県横浜市）、株式会社アクト・エア（神奈川県愛川町）、ニューエナジーふじみ野株式会社（埼玉県ふじみ野）など）にて適正に処理しなければなりません。

第4章 ごみ処理施設等に関する事項

1. 可燃ごみ処理施設

本市の可燃ごみについては、ごみ処理施設の設置及び運営等を共同で行うことを目的に設立された浅川清流環境組合（構成市：日野市、国分寺市、本市）において、令和2年（2020年）4月から共同処理を行っています。

- (1) 施設名称：浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設
- (2) 所在地：東京都日野市石田1-210-2
- (3) 処理能力：約228t/日（全連続燃焼式ストーカ炉）



2. 不燃・粗大ごみ積替え・保管施設

平成29年度に策定した「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、二枚橋焼却場跡地に、不燃・粗大ごみの積替え・保管施設を整備し、令和4年（2022年）8月の稼働を予定しています。

- (1) 施設名称：小金井市不燃・粗大ごみ積替え・保管施設
- (2) 所在地：小金井市東町1丁目198番地3他



（施設イメージ図）

3. 不燃・粗大ごみ処理施設

燃やさないごみと粗大ごみを破碎・選別処理をしている小金井市中間処理場は、平成18年度及び平成19年度に臭気対策を第一義におおむね10年間の稼働に耐え得るように大規模改修工事を行いました。昭和61年12月の稼働以来30年以上が経過し、施設全体の老朽化が進んでいます。このことから、「小金井市清掃関連施設整備基本計画」に基づき、令和4年度以降に施設を解体した後に、缶・ペットボトル・びん・プラスチックごみなどの資源物処理施設を整備し、令和6年（2024年）度中の稼働開始を目指しています。

- (1) 施設名称：小金井市中間処理場
- (2) 所在地：小金井市貫井北町1-8-25
- (3) 処理能力：30t/5h（型式：高速回転複合式縦型破碎機）

4. 最終処分場・エコセメント化施設

焼却施設で可燃ごみを焼却処理した後に発生する焼却灰は、本市を含む25市1町で構成される東京たま広域資源循環組合において、平成18年（2006年）から稼働している東京たまエコセメント化施設で、エコセメントの原料としてリサイクルすることで、二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化が図られています。なお、平成30年（2018年）度以降は、構成団体が埋立ごみの搬入を行っておりません。

- (1) 施設名称：二ツ塚廃棄物広域処分場・東京たまエコセメント化施設
- (2) 所在地：東京都西多摩郡日の出町大字大久野字玉の内

第5章 動物の死体処理について

1. 市へ届け出るもの

占有者が、その土地又は建物内の動物の死体を自らの責任で処分できない時は、市に届け出る必要があります。

2. 市が収集するもの

- (1) 市に処理申込みがあったペットの死体
- (2) 飼い主不明の犬、猫などの死体（公有地にあるものに限る。）

3. 処理方法

動物の死体を扱う寺院に委託

第6章 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項について

1. 市が収集しない一般廃棄物について

- (1) ブラウン管テレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類、乾燥機、エアコン

(家電リサイクル法に基づき販売店により回収)

- (2) パソコン

(資源有効利用促進法に基づきメーカーにより自主回収または、資源有効利用促進法の認定事業者による宅配回収)

- (3) 適正処理困難物又はそれに準ずるもの

ドア、畳、床材、壁材、土、砂、灰、瓦、レンガ、石材、ブロック、ピアノ、電子オルガン、耐火金庫、風呂釜、浴槽、バッテリー、タイヤ、モーター、ホイール、ボウリングの球、プロパンガスボンベ、消火器、灯油、廃油、農薬、薬品、塗料、ペット用トイレ砂（燃やせる素材のものは除く。）、フロンガスを使用している製品など

(危険及び有害などで市の施設では適正処理できないため、市民及び関係事業者の協力を得て専門の処理業者により回収・処理)

- (4) オートバイ

(メーカーにより自主回収)

- (5) 在宅医療に伴う注射器・注射針

(市内薬局により自主回収)

2. 処理方法の変更

天候その他の特別な事情がある時は、収集運搬及び処分の方法を変更することがあります。

3. 災害廃棄物について

「小金井市災害廃棄物処理計画」にて、がれきの仮置き場に関する考え方を示しています。

第7章 生活排水処理について

1. 収集運搬

生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）の収集運搬に関する事項は、以下のとおりです。

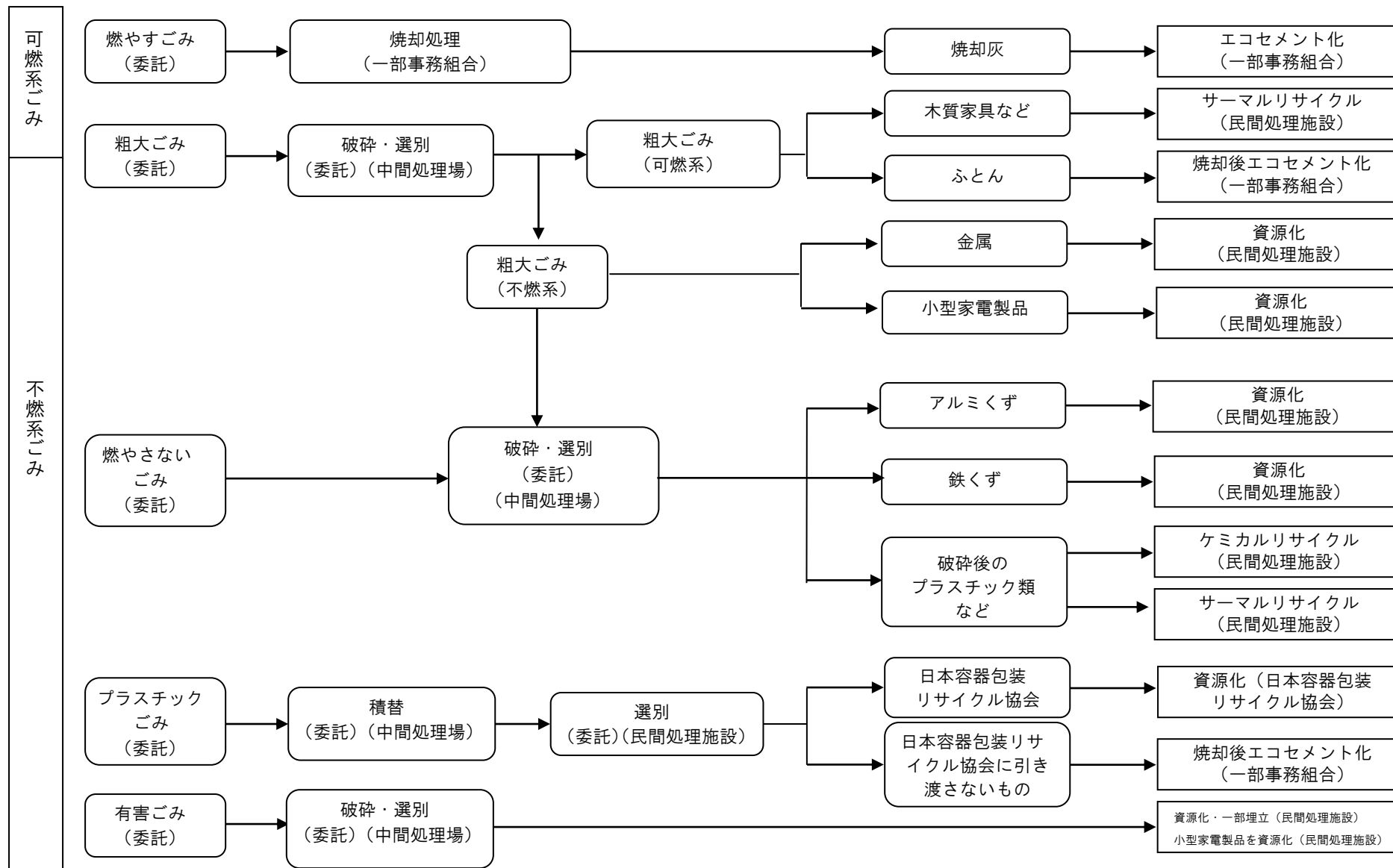
し尿及び 浄化槽汚泥	収集運搬 推計量 (KL/年)	収集地域	収集回数	収集方法
	82	市内全域	随 時	バキューム車による収集(委託)

2. 処理

本市で発生する生活排水（し尿及び浄化槽汚泥）は、武蔵野市、小平市、東大和市、武蔵村山市及び本市の5市で構成する一部事務組合（湖南衛生組合）で共同処理します。構成市における公共下水道の普及に伴い、湖南衛生組合し尿処理施設への、し尿搬入量は年々減少しています。処理水は、混合水槽内で希釈し公共下水道に放流しています。

- (1) 施設名称：湖南衛生組合下水投入施設
- (2) 所在地：武蔵村山市大南5-1
- (3) 処理能力：7.0KL/日
- (4) 処理方式：前処理希釈方式

別紙 令和4年(2022年)度一般廃棄物処理計画 ごみ処理フロー図 (令和4年4月1日現在)



資源物

